

平成28年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月9日（金）、冬のボーナス（平成28年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.245月相当であり、一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約704,800円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約704,800円

支給月数	2.245月	(昨年2.195月)
平均給与額	約313,900円	(昨年約315,800円)
(俸給+扶養手当+地域手当等)		

平均年齢 36.3歳 (昨年36.4歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(平成28年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当額は、約693,300円であり、本年は約11,500円（約1.7%）増加しています。これは、

- ① 職員の平均年齢の低下（36.4歳→36.3歳）等により平均給与額が減少した一方、
- ② 本年の人事院勧告に基づく給与法の改正により、12月期の支給月数が対前年比では0.05月分の増加（2.195月→2.245月）となっていること

によるものです。

(参考) 主な特別職等の平成28年12月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約598万円	約418万円
国 務 大 臣	約436万円	約349万円
(一般職) (事務次官	約344万円)
局長クラス	約262万円	
最高裁長官	約598万円	
衆・参両院議長	約551万円	
国 会 議 員	約328万円	

(注1) 内閣総理大臣、国务大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.75月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、平成28年6月2日から平成28年12月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。
また、上記の支給額は、26年改正法による経過措置適用者の額であり、経過措置が適用されない者(平成27年4月1日以降の就任者)の額とは異なります。

(注3) 内閣総理大臣及び国务大臣については、平成28年8月3日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国务大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 植田、生形、飯田

特別職担当: 福澤、齋藤、高瀬

電 話 : (直通) 03-6257-3759

F A X : 03-3502-0604